

とちぎゼロカーボン企業表彰実施要綱

(目的)

第1条 栃木県カーボンニュートラル実現条例（以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、カーボンニュートラル実現に関する特に優れた取組を行った県内の中小企業者等を表彰し、その取組を広く公表することにより、オールとちぎでカーボンニュートラルの実現に取り組む気運の醸成を図る。

(定義)

第2条 この要綱において、中小企業者等の定義については、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に準じ、別表1に規定する会社及び個人
- イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体
- ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する法人
- エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人
- オ 国立大学法人、公立大学法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
- カ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であつて、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの
- キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- ク 青色申告を行っている個人事業主
- ケ その他知事が適当であると認める者

(表彰の方法)

第3条 栃木県知事（以下「知事」という。）は、被表彰者に対し、表彰状を授与する。

(表彰の対象)

第4条 被表彰者は、栃木県内に事務所又は事業所を有する中小企業者等で、カーボンニュートラルの実現に関する特に優れた取組を行っている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、表彰の対象から除外する。

- ア 役員等が暴力団員又は暴力団との関係者である場合
- イ 法令等の社会的規範を遵守していない場合

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者は、別に定める審査会において審査・選考を行い、審査会の推薦に基づき知事が決定する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5(2023)年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6(2024)年4月1日から施行する。

別表1

業種	資本金基準	従業員基準
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員
①製造業、建設業、運輸業、その他（ゴム製品製造業除く）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業（以下を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者等とする。